

令和7年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(9 月 8 日 提 案 分)

神 奈 川 県

1	令和7年第3回神奈川県議会定例会（9月8日提案分）提出議案件数調	1
2	令和7年度9月補正予算会計別集計表	1
(1)	令和7年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書	2
(2)	令和7年度神奈川県特別会計9月補正予算会計別財源調書	2
3	令和6年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について	3
4	令和7年度一般会計9月補正予算歳出の事業【政策局関係】	4
5	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	5
6	神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	6
7	高相合同庁舎新築工事（建築一第1工区）請負契約の内容【総務局】	10
8	神奈川県犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例の概要【くらし安全防災局】	11
9	神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の概要【くらし安全防災局】	12
10	神奈川県消費生活条例の一部を改正する条例の概要【くらし安全防災局】	13
11	令和7年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【文化スポーツ観光局関係】	14
12	県民ホール神奈川芸術劇場及び音楽堂の指定管理者の指定の概要【文化スポーツ観光局】	15
13	神奈川近代文学館の指定管理者の指定の概要【文化スポーツ観光局】	16
14	令和7年度一般会計9月補正予算歳出の事業【環境農政局関係】	17
15	令和7年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【福祉子どもみらい局関係】	18
16	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	19
17	ライトセンターの指定管理者の指定の概要【福祉子どもみらい局】	20
18	令和7年度一般会計9月補正予算歳出の事業【健康医療局関係】	21
19	令和7年度一般会計9月補正予算歳出の事業【産業労働局関係】	22
20	令和7年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【産業労働局関係】	23
21	令和7年度中小企業資金会計9月補正予算の内容【産業労働局関係】	24
22	かながわ労働プラザの指定管理者の指定の概要【産業労働局】	26
23	令和7年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】	27

24	動産の取得の内容【教育委員会】	28
25	動産の取得の内容【教育委員会】	29
26	足柄ふれあいの村の指定管理者の指定の概要【教育委員会】	30
27	愛川ふれあいの村の指定管理者の指定の概要【教育委員会】	31

1 令和7年第3回神奈川県議会定例会（9月8日提案分）提出議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数
一 般 会 計	1
特 別 会 計	1
企 業 会 計	—
合 計	2

(2) 条例その他

区 分	件 数
条 例 の 改 正	6
工 事 請 負 契 約 の 締 結	1
動 産 の 取 得	2
指 定 管 理 者 の 指 定	6
決 算 の 認 定 (公営企業及び流域下水道事業決算)	1
合 計	16

2 令和7年度9月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,230,364,117	4,209,418	2,234,573,535
特 別 会 計	2,283,395,334	714,398	2,284,109,732
企 業 会 計	164,513,842	—	164,513,842
合 計	4,678,273,293	4,923,816	4,683,197,109

(参考) 前年度(令和6年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	9月補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,116,738,740	164,103	2,116,902,843
特 別 会 計	2,246,937,608	200,000	2,247,137,608
企 業 会 計	160,320,680	—	160,320,680
合 計	4,523,997,028	364,103	4,524,361,131

(1) 令和7年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考
		国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財 産 収 入	寄附金	繰入金	諸収入	県 債	一 般 財 源	
政 策 局	151,565	151,565									
環境農政局	50,000									50,000	
健康医療局	2,703,930									2,703,930	
産業労働局	1,303,923									1,303,923	
合 計	4,209,418	151,565								4,057,853	繰越金 4,057,853

(2) 令和7年度神奈川県特別会計9月補正予算会計別財源調書

(単位 千円)

会 計 名	予 算 額	財 源 内 訳									備 考
		国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財 産 収 入	繰入金	事 業 収 入	諸収入	県 債	繰 越 金	
中 小 企 業 資 金 会 計	714,398					364,398			350,000		
合 計	714,398					364,398			350,000		

【議案（条例その他） 認第1号】

3 令和6年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について

令和6年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求めるものである。

4 令和7年度一般会計9月補正予算歳出の事業【政策局関係】

2 款 総務費 5 項 統計調査費

- ・ 社会経済統計調査費 151,565千円
国勢調査に係る所要経費の増に対応するため、市町村に対する交付金を増額する。

5 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、1法人を新たに加え、1法人の控除対象期間を更新するほか、指定更新の申出がなかった1法人を削除するなど、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

令和7年11月1日。ただし、新たに指定する法人等については、公布の日。

6 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和7年10月に適用期限が到来する法人の県民税及び事業税の超過課税措置の適用期間を延長するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

現在実施している法人の県民税及び事業税の超過課税は、令和7年10月末に適用期限を迎える。令和7年11月以降、「経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」及び「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」といった特別な財政需要に対応するため、適用期間を5年間延長する。（附則第6条及び第11条関係）

なお、税率及び中小法人に対する不均一課税の適用基準については、現行どおりとする。

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

公布の日

イ 法人の県民税に関する経過措置

令和7年11月1日前に終了する各事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

ウ 法人の事業税に関する経過措置

令和7年11月1日前に終了する各事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(参考) 税制措置の概要及び超過課税の活用項目

1 税制措置の概要

法的根拠	超過課税：地方税法第1条第1項第5号 不均一課税：地方税法第6条第2項						
税率	区分	課税標準及び税率の適用区分			標準税率	超過税率	
	法人県民税 (法人税割)	法人税額			% 1	% 1.8	
	法人事業税 (主なもの)	A・B・C以外の法人	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	所得	1	(標準税率の18%増し) 1.18	
				付加価値額	1.2	(標準税率の5%増し) 1.26	
				資本金等の額	0.5	(標準税率の5%増し) 0.525	
		A 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く）、ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業に限る※）、保険業、貿易保険業	収入金額	所得 ・年400万円以下の金額 ・年400万円超800万円以下の金額 ・年800万円超の金額	3.5 5.3 7	(標準税率の6%増し) 3.71 5.618 7.42	
		B 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）	収入金額	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	0.75	(標準税率の7%増し) 0.8025	
					付加価値額	0.37	(標準税率の5%増し) 0.3885
					資本金等の額	0.15	(標準税率の5%増し) 0.1575
			収入金額	所得 ・年400万円以下の金額 ・年400万円超800万円以下の金額 ・年800万円超の金額	0.75 1.85	(標準税率の7%増し) 0.8025 (標準税率の5%増し) 1.9425	
C 特定ガス供給業		収入金額	付加価値額	0.48 0.77	(標準税率の8%増し) 0.5184 (標準税率の5%増し) 0.8085		

※ 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のガス供給業（特定ガス供給業を

※ 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のガス供給業（特定ガス供給業を

	除く)は、「A・B・C以外の法人」の税率を適用する。 注 法人事業税の超過税率について、特別法人事業税と合わせた実質的な税負担は、標準税率の5%増しである。	
中小法人に対する不均一課税	区 分	不均一課税の適用基準
	法人県民税 (法人税割)	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人
	法人事業税	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円(収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円)以下の法人
適用期間	令和7年11月1日から令和12年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用	

2 今後の活用項目

(1) 経済対策の推進	
(2) 災害に強い県土づくりの推進	ア 台風・豪雨・火山などの自然災害対策 イ 地震・津波対策の一層の強化 ウ 災害に備えた社会基盤施設の整備 エ 災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震化
(3) 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	

3 これまでの活用項目

法人県民税	法人事業税
(昭和50年11月1日～昭和60年10月31日) 高等学校の就学適齢生徒の急増対策として進めている高校100校建設計画の財源に充当するため	(昭和53年2月1日～昭和63年1月31日) 人口及び企業の過度の集中に伴う大都市圏特有の財政需要に対処するため ① 文教施設の整備 ② 生活環境の整備 ③ 中小企業対策の充実 ④ 福祉・医療の充実
(昭和60年11月1日～平成2年10月31日) 大都市圏特有の財政需要に対処するため ① 都市整備関連事業の推進 ② 公共施設の整備	(昭和63年2月1日～平成2年10月31日) 大都市圏における都市基盤の整備等特別な財政需要の財源に充当するため ① 都市基盤の整備 ② 高齢化社会における福祉、医療体制の整備 ③ 産業振興対策の推進
(平成2年11月1日～平成7年10月31日) 大都市圏における生活環境の整備等特別な財政需要の財源に充当するため ① 生活環境の整備 ② 高齢化社会における福祉、医療体制の整備	(平成2年11月1日～平成7年10月31日) 大都市圏における都市基盤の整備等特別な財政需要の財源に充当するため ① 都市基盤の整備 ② 産業振興対策の推進

(平成 7 年11月 1 日～平成12年10月31日) 地震防災対策及び産業振興対策の強化に要する財源に充当するため
(平成12年11月 1 日～平成17年10月31日) 地震防災対策及び産業振興対策の強化に要する財源に充当するため
(平成17年11月 1 日～平成22年10月31日) 地震防災対策の強化及び地域経済の活性化に要する財源に充当するため
(平成22年11月 1 日～平成27年10月31日) 道路等の社会基盤整備に要する財源に充当するため
(平成27年11月 1 日～令和 2 年10月31日) 災害に強い県土づくりの推進及び東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備に要する財源に充当するため
(令和 2 年11月 1 日～令和 7 年10月31日) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進、災害に強い県土づくりの推進及び県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備に要する財源に充当するため

【議案（条例その他） 定県第93号議案】

7 高相合同庁舎新築工事（建築―第1工区）請負契約の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 称 | 高相合同庁舎新築工事（建築―第1工区） |
| (2) 工 事 場 所 | 相模原市南区相模大野六丁目3957番1 |
| (3) 請負契約者名 | 山王建設・山王総合特定建設工事共同企業体
代表者 山王建設株式会社
代表取締役 高 橋 学 |
| (4) 請負契約金額 | 18億8,235万8,500円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条
の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和9年1月29日 |

8 神奈川県犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、教育活動現場における犯罪被害者等への支援を明確にするため、児童等に対する配慮に係る規定を定めるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 児童等及び学校設置者等の定義規定の新設

(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校（次号において「学校」という。）に在籍する幼児、児童又は生徒、また前記に該当しない18歳未満の者を児童等として定義する。（改正後の第2条第8号関係）

(イ) 学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設を設置する者及び同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他の児童等に対して教育、保育、技芸又は知識の教授等を行う事業を行う者を学校設置者等として定義する。（改正後の第2条第9号関係）

イ 児童等に対する犯罪被害者等支援の明確化

教育活動現場における犯罪被害者等である児童等への配慮や、犯罪被害者等支援の必要性等に関する児童等の理解の増進について所要の規定の整備を行う。（改正後の第16条、改正後の第19条第2項関係）

ウ 国や市町村、その他関係機関との連携の明確化

県の犯罪被害者等支援施策における国や市町村、その他関係機関との連携について明確にするため、所要の規定の整備を行う。（第3条第3項、第20条第1項関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（第3条第1項、第3条第2項、第16条～第22条関係）

(3) 施行期日

公布の日

9 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用を促進するため、県による情報の提供や啓発等に係る規定を定めるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 乗車用ヘルメットの着用促進等に係る規定の新設

(ア) 乗車用ヘルメットの着用を促進するための情報の提供や啓発など県の責務に係る規定を新設する。（改正後の第13条第1項関係）

(イ) 自転車利用者の家族や事業者等が、自転車利用者に対し乗車用ヘルメットの着用を促すとともに、情報の提供や助言などを行うよう努める規定を新設する。（改正後の第13条第2項関係）

(ウ) 交通安全団体が、その活動の機会を通じて、自転車利用者に対し乗車用ヘルメットの着用を促すとともに、情報の提供、啓発などを行うよう努める規定を新設する。（改正後の第13条第3項関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第12条～第18条関係）

(3) 施行期日

令和8年4月1日

10 神奈川県消費生活条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、安全性に疑いがある商品の立証要求の対象に役務等を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 事業者に対する安全性に疑いのある商品の立証要求等、危険な商品の排除の対象を「商品等」（商品、役務及び権利）に改める。（第6条～第8条関係）

イ アの施行に必要な限度において、事業者に対し、役務の提供に使用される物又は商品等に関する資料の提出を求めることができることとする。（第9条関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（第5条、第13条の5及び別表第4関係）

(3) 施行期日

令和8年4月1日

11 令和7年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【文化スポーツ観光局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
県民ホール神奈川 芸術劇場及び音楽 堂指定管理費	千円 4,956,855	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和7年度 ～ 令和10年度	4,956,855		そ の 他	2,385
					一般財源		4,954,470
神奈川近代文学館 指定管理費	2,274,480	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和7年度 ～ 令和12年度	2,274,480		そ の 他	2,205
					一般財源		2,272,275

12 県民ホール神奈川芸術劇場及び音楽堂の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立県民ホール条例第5条及び神奈川県立音楽堂条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	県民ホール神奈川芸術劇場 及び音楽堂
イ 指定管理者	
(ア) 名称	公益財団法人神奈川芸術文化財団
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区山下町3番地の1
ウ 指定期間	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

13 神奈川近代文学館の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立神奈川近代文学館条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	神奈川近代文学館
イ 指定管理者	
(ア) 名称	公益財団法人神奈川文学振興会
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区山手町110番地
ウ 指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

14 令和7年度一般会計9月補正予算歳出の事業【環境農政局関係】

7 款 農林水産業費 1 項 農業費

- ・ 国際園芸博覧会推進事業費 50,000千円
GREEN×EXPO 2027の開催に向け、県内全域の機運醸成を図るため、
戦略的かつ効果的なプロモーションを行う。

15 令和7年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【福祉子どもみらい局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
ライトセンター指定管理費	千円 1,827,650	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額		千円 —	特定 財 源	国庫支出金	千円 103,610
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 12 年 度	1,827,650		そ の 他	7,955
					一般財源		1,716,085

16 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

入居申込者に対する説明、契約等における文書の交付に代えて提供できる電磁的方法について、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。（第13条第7項第2号関係）

(3) 施行期日

公布の日

17 ライトセンターの指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県ライトセンター条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	ライトセンター
イ 指定管理者	
(ア) 名称	特定非営利活動法人神奈川県視覚障害者福祉協会
(イ) 主たる事務所の所在地	座間市入谷東三丁目55番1号
ウ 指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

18 令和7年度一般会計9月補正予算歳出の事業【健康医療局関係】

(1) 5款 衛生費 1項 公衆衛生費

①・ 麻しん対策費 22,400千円

麻しんのまん延を防止するため、県が指定する拠点医療機関において、麻しん患者との接触者に対してワクチンを緊急接種できる体制を整備する。

(2) 5款 衛生費 4項 医薬費

①・ 病院経営緊急支援事業費 2,681,530千円

物価高騰等により経営が悪化している病院を緊急的に支援し、地域の医療提供体制を維持するため、救急病院に対する給付金（※）の支給や、病院の経営相談窓口の設置を行う。

※ 給付金の対象：民間病院及び公立病院等（県立病院を除く）

1床当たり ①救急病院：60千円、②精神科救急病院：10千円

19 令和7年度一般会計9月補正予算歳出の事業【産業労働局関係】

(1) 8款 商工費 2項 工業費

- ①・ 神奈川産業振興センター自動車関連事業費補助 7,365千円
宇宙関連産業等の新分野への販路拡大及び業態転換等を支援するため、公益財団法人神奈川産業振興センターが行う経営相談やセミナー等に対して補助する。

(2) 8款 商工費 3項 商工金融費

- ・ 信用保証事業費補助 932,160千円
原油・原材料高騰等（米国関税措置を含む）の影響を受けた中小企業者等の資金繰りを支援するため、「原油・原材料高騰等対策特別融資」を受ける際の信用保証料について、補助の拡充期間を延長する。
- ・ 中小企業資金会計繰出金 364,398千円
県内小規模企業者等の設備投資意欲の増加に対応するため、公益財団法人神奈川産業振興センターが行う小規模企業者等設備貸与事業の財源として一般会計から中小企業資金会計に繰り出す。

20 令和7年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【産業労働局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
かながわ労働プラザ指定 管理費	千円 66,750	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
						そ の 他	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和12年度	66,750	一般財源		66,750

(変更)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
(公財) 神奈川 産業振興セン ター設備貸与事 業費損失補償	千円 70,000	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
						そ の 他	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和18年度	70,000	一般財源		70,000
	140,000	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
						そ の 他	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和18年度	140,000	一般財源		140,000

21 令和7年度中小企業資金会計9月補正予算の内容【産業労働局関係】

(1) 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 中小企業資金収入	1,929,757	714,398	2,644,155

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 中小企業資金	1,929,757	714,398	2,644,155	—	350,000	364,398	—

(2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目 名	補正前の額	補正額	計	説 明
一般会計繰入金	367,030	364,398	731,428	
県債	350,000	350,000	700,000	

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目 名	補正前の額	補正額	計	説 明
小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金	700,000	700,000	1,400,000	小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金
設備貸与事業費	14,401	14,398	28,799	小規模企業者等設備貸与事業費補助

(4) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに
 関する調書 (単位 千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末現在 高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末 現在高見込額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当該年度中元 金償還見込額	
中小企業資金 会計	3,618,386	3,444,189	補正前の額	350,000	725,216	3,418,973
			補 正 額	350,000	—	
			計	700,000	725,216	
1 その他	3,618,386	3,444,189	補正前の額	350,000	725,216	3,418,973
			補 正 額	350,000	—	
			計	700,000	725,216	
(1) 枠外債	3,618,386	3,444,189	補正前の額	350,000	725,216	3,418,973
			補 正 額	350,000	—	
			計	700,000	725,216	

22 かながわ労働プラザの指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立かながわ労働プラザ条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	かながわ労働プラザ
イ 指定管理者	
(ア) 名称	公益財団法人神奈川県労働福祉協会
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区寿町一丁目4番地
ウ 指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

23 令和7年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
足柄ふれあいの村 指定管理費	638,782	前 年 度 末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以降の支出 予 定 額	令和7年度 ～ 令和12年度	638,782		そ の 他	—
						一般財源	638,782
愛川ふれあいの村 指定管理費	596,340	前 年 度 末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以降の支出 予 定 額	令和7年度 ～ 令和12年度	596,340		そ の 他	—
						一般財源	596,340

24 動産の取得の内容

- | | |
|------------|---|
| (1) 品目及び数量 | 大型電子黒板（県立高等学校等）
1,632台 |
| (2) 契約者名 | 株式会社日本ビジネス開発東京本社
ソリューション販売事業部
事業部長 山中 昇 |
| (3) 契約金額 | 3億7,160万6,400円 |
| (4) 納入期限 | 令和8年1月22日 |
| (5) 契約の方法 | 一般競争入札 |

25 動産の取得の内容

- | | |
|------------|---|
| (1) 品目及び数量 | 大型電子黒板（県立特別支援学校）
414台 |
| (2) 契約者名 | 株式会社日本ビジネス開発東京本社
ソリューション販売事業部
事業部長 山中 昇 |
| (3) 契約金額 | 8,925万8,400円 |
| (4) 納入期限 | 令和8年1月22日 |
| (5) 契約の方法 | 一般競争入札 |

26 足柄ふれあいの村の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立のふれあいの村条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	足柄ふれあいの村
イ 指定管理者	
(ア) 名称	株式会社アグサ
(イ) 主たる事務所の所在地	南足柄市中沼305番地1
ウ 指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

27 愛川ふれあいの村の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立のふれあいの村条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称

愛川ふれあいの村

イ 指定管理者

(ア) 名称

東急コミュニティー・国際自然大学校グループ

(イ) 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

ウ 指定期間

令和8年4月1日から

令和13年3月31日まで